常昼勤務者における年次有給休暇の 計画的支給に関する協定

2025年1月1日

エムシーパートナーズ株式会社

常昼勤務者における年次有給休暇の計画的支給に関する協定

エムシーパートナーズ株式会社(以下「会社」という。)とエムシーパートナーズ株式会社従業員代表(以下「従業員代表」いう。)とは、瀬戸内オフィス並びに大阪オフィスに勤務する所属の者について、従業員就業規則第24条第4項、派遣従業員就業規則第11条第7項、嘱託就業規則第21条第2項、契約社員就業規則第17条第7項、無期雇用派遣従業員就業規則第22条第10項、無期雇用嘱託就業規則第19条第2項並びに無期雇用契約社員就業規則第17条第7項に定める常昼勤務者における年次有給休暇の計画的支給(以下「計画年休」という。)に関し下記の通り協定する。

第1条 2025年における計画年休支給日は、4月28日(月)、8月12日(火)及び8月13日 (水)とし、当該日については、常昼勤務者全員が年次有給休暇を取得するものとする。但し、 各従業員の有する年次有給休暇のうち、5日を超える分に限る。又、派遣従業員就業規則並 びに無期雇用派遣就業規則が適用される従業員においては、上記の日に係らず、個別契約の定 めるところによる。

- 第2条 次の者については、前項に定める計画年休の適用を除外する。
 - (1)業務上やむを得ざる事由により、終日勤務を必要とする者
 - (2)休職中の者
 - (3)業務上及び業務外疾病により欠勤中の者
 - (4)諸休暇取得中の者
 - (5) その他、適用除外とするのが適当と認められる者

なお、第5号については、別途、会社、従業員代表間で協議することとする。

第3条 この協定の有効期間は2025年1月1日から2025年12月31日までとする。

2024年11年12日

エムシーパートナーズ株式会社 瀬戸内オフィス チーフ 吉田 琴己

エムシーパートナーズ株式会社

瀬戸内オフィス

従業員代表 井上 知